

警報が発令された場合の登園及び帰宅の扱いについて

1 警報発令地域が兵庫県全域、神戸市、明石市の場合

学園生全員が自宅待機とする。

2 登園日（月曜日等）に警報が発令された場合

(1) 警報が解除になるまで自宅待機とし、解除後に登園する。

(2) 19 時までに学園に到着することが無理な場合は、その日は登園しないこと。

(3) 正午（12：00）の時点で警報が解除になっていない場合、この日は学園休業日とする。

3 登園日以外の曜日（火曜日等）に登園しようとしていて、その日に警報が発令された場合

(1) 警報が解除になるまで自宅待機とし、解除後に登園する。

(2) 19 時までに学園に到着することが無理な場合は、その日は登園しないこと。

4 帰宅日（木曜日等）に警報が発令された場合

(1) 原則として学園で待機し、解除後に帰宅する。

(2) 帰宅日に宿泊する必要が生じた場合は、臨時に宿泊を認める。

(3) 警報が解除されない場合であっても、家庭からの連絡等により学園生が帰宅する状況が生じた場合は、個々に帰宅方法を検討する。

(4) (3)によって帰宅した場合は、速やかに学園に電話等で連絡をする。

5 判断に迷う場合は、必要に応じて 学園と連絡を取ること。

兵庫県立神出学園

TEL 078 - 965 - 1122